

やってみよう。市民活動

皆さんの「やってみたい!」を応援します

市では、市民が課題を解決するために行う主体的な活動を支援しています。今回は、活動にあたっての相談先や利用できる補助制度を紹介します。まずはお気軽にご相談ください。

☎ コミュニティ課 995-1874

市民活動センターのご案内

市民活動センターでは、ボランティア情報などのお問い合わせから、団体や地域の活動・運営、NPO法人設立等の相談に対応しています。令和3年度は高校生による活動の企画や企業の社会貢献活動の相談も含め、458件の相談を受けました。

☎ 市民活動センター 950-8875



開所日／火～土曜日 9時～17時 ※祝日、8月11日(休)～13日(土) 年末年始は休み

☑ 生涯学習センター1階 設備／●無線LAN（無料）●コピー機（白黒

10円、カラー30円）●印刷機（有料）※印刷機の利用には団体登録が必要です。

やってるよ～通信 (掲載無料)

市民活動やボランティア活動の情報や募集情報を、毎月回覧しています。（8・1月は休刊）掲載を希望する団体は市民活動センターまで連絡してください。

オンラインで出前講座

オンライン会議ツール「Zoom」の使い方に慣れるためのオンライン講座を、年間を通じて開催しています。開催の情報はFacebookや、やってるよ～通信を確認してください。

各種補助金のご案内

●きれいなまちづくり推進事業補助金 -----



市が管理する道路や河川・公園・用地等の身近な公共空間の美化を促進するため、ボランティアによる継続性ある環境美化活動を支援します。

☑ 活動区域内の空き缶・たばこの吸い殻などの散乱ごみの収集、花壇の設置や草花の維持管理など



☑ 活動維持のための補助金の交付、活動の周知、ボランティア活動保険への加入など

補助限度額

活動年度	300㎡未満	300㎡以上 600㎡未満	600㎡以上
初年度	5万円	10万円	15万円
2年度目以降	1万1千円	2万2千円	3万3千円

☑ 詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

●パートナーシップ事業補助金 -----

地域の活性化に向けた市民の自主的な活動に対し予算の範囲内で補助金を交付します。



☑ 地域の活性化または課題解決を目的に、新たに取り組む事業または既存の活動を拡充する事業

対象となる団体／補助金の交付の対象となるものは、次の①と②の両方に該当する団体です。

- ① 構成員が3人以上で、その過半数が市内に住んでいるか通勤・通学する市民活動団体
- ② 市内に活動拠点があり市内で活動を行っている団体

補助限度額

団体の区分	補助限度額
団体設立1年未満の団体	3万円
団体設立1年以上の団体	40万円

※補助金申請額が、10万円を超える場合には、書類審査とプレゼンテーション審査があります。

☑ 詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

●地域づくり学習会補助金 -----

暮らしを巡る課題に対し、住民主体でその解決に取り組むための学習会に必要な費用を支援します。



☑ ●自治会等、市内の一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体

●市内の一定の区域内に住所を有するものによって、特定の目的のために形成された団体

☑ 事業に必要な経費（講師料・交通費等）

補助限度額／1件あたり15万円

☑ 詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。